

## 京都府内中小企業の賃上げ不透明

京都府内の大手企業の賃上げは、3月中旬から下旬に出そろった。ベースアップで15,000円以上、定期昇給を含めると22,000円以上の満額回答が目白押しで、ほぼ大手は一発回答で妥結した。特に、定期採用者の初任給を大幅に増額した大手企業が多く、初任給を上げると在籍の社員の昇給も、連動して大幅に増額せざるを得ない。その結果、大手企業は揃って大幅な賃上げ結果となった。率にして5~6%前後になる。

＜解説＞大手企業の賃上げ結果が出そろってから、ほぼ1か月遅れて中小企業の賃上げ交渉が始まる。今年は大企業



額回答が相次いだ。中東戦争の影響が今後大きくマイナスに効いてくるとの観測から、大手企業とは相当解離した賃上げ結果になるとの見通しが強い。従来から、大手企業との賃上げ格差が取りざたされてきたが、その差は埋まらないまま推移している。経営が順調な中小企業でも、なかなか大企業レベルの賃上げは実施できない。可能な限り賃上げをしたくても、現状の経営環境では今後の見通しが不透明で、踏み切れない企業が多い。ひとつには、従業員数が50名以下の中小企業では、そのほとんどが中途採用。中途採用者の採用時点での給与の決め方は非常に難しい。前職の経験値、

年齢、家族構成、採用理由などを勘案して決めるのだが、もともと決まったルールがあるわけではないので、一定の制度に当てはまらない。その当てはまらない給与で賃上げを決めるのが非常に難しい。また、社員全員が正社員ではない。パート社員が多い職場、事業所も多く、時給社員がいたり日給社員がいたり、様々な給与体系の社員がいる。その多くの社員に昇給というルールを当てはめるのが非常に難しい。基本給や職能給制度がきちんとしている中小企業は、感覚的には50名以上で売上が10億円以

●労働者に事業所を有する者であり、中小企業雇用促進法(昭和25年法律第204号)に規定する者のうち、以下の表の業種区分に応じて当該区分を業種とする(個人事業主を含まず)

業種区分等	①初任給の額又は初給の段階	②定期採用する従業員の数
① 卸売業	1階円以上	100人未満
② サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報業を除く。)	5千円以上	100人未満
③ 小売業	5千円以上	50人未満
④ 食品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用又は製菓業を除く。)	3階円以上	100人未満
⑤ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3階円以上	100人未満
⑥ 飲食業	5千円以上	100人未満
⑦ その他(業種「上記以外」)	3階円以上	100人未満
⑧ 職業的な事業主とする法人	-	100人未満
⑨ 特定非営利活動法人	-	上記①-⑧の業種区分に属する。そのほか、業種に記されていない業種に就業する労働者以下の数

【除外となる業種・法人等】  
 ●みなし大企業に該当するもの及び国又は地方公共団体から出資を受けているもの  
 ●農業、林業(木材生産業及び森林産品サービス業を除く。)、漁業、金融、保険業  
 ●組合、連合会、特別法人(公益一般社、社団法人(公益一般社)、宗教法人、学術法人、社会福祉法人、任意団体等)



上か。女性、男性、正社員、パート社員、嘱託社員など多くの雑多な社員身分が混ざっている。また、営業、管理、製造、その他と職種も逆に多くあり、ほとんど人が兼務している。そのような中小企業では、賃上げもさることながらボーナスの査定も難しく、この時期経営者の頭を悩ませる大きな出来事だ。4月の給与から昇給を決めるとなると、3月末から4月中旬までには決めないと間に合わない。4月実施だが実際の給与では5月度の給与で4月に遡及して2か月分の差額を払うという事業者もある。中東戦争の影響が読めない中での中小企業の賃上げは、例年以上に増々不透明になりつつある。